

# 段級位免許規定および料金

段級位免許に関する規定を下記のように定める。

## 段級位免許規定

- 第1条 段級位の推薦及び申請は、日本棋院棋士、準棋士、地方棋士、支部長、普及指導員が行う。  
ただし、追贈免状に限り日本棋院会員であれば推薦できる。
- 第2条 段位の免許を受ける者、再発行を希望する者は、日本棋院の会員であることを要する。ただし、追贈免状に限り会員であることは不要。
- 第3条 段級位の申請に際しては、下記の料金及び新たに会員に加入する場合は、別に定める会員料を前納するものとする。ただし、級免状、級認定状に限り会員であることは不要。
- 第4条 七段・八段免状については、前段位保有者に限る。
- 付 則 本規定は、2019年10月1日より実施する
- 備 考
- ▽段級位の申請に際しては、「段級免許申請書」提出する必要があります。
  - ▽「段級免許申請書」には、申請段級位、免許年月日、氏名、フリガナ、住所、生年月日、現段級位、現段級位免許年月日、免状送付先、会員種類をご記入ください。
  - ▽支部推薦は六段までの申請が可能です。
  - ▽普及指導員の段位申請は六段以下の自身保有段と同段位までの申請が可能です。

## 料 金

段級	普通免許料	飛付料	再発行料	追贈免許料	形態
八段	1,100,000 円		11,000 円	66,000 円	桐箱
七段	550,000 円			55,000 円	
六段	220,000 円	11,000 円		44,000 円	
五段	110,000 円	5,500 円		33,000 円	
四段	66,000 円			27,500 円	箱
三段	55,000 円			22,000 円	
二段	44,000 円			16,500 円	
初段	33,000 円	11,000 円			
	1～9 級免状保有者 27,500 円				
1 級～9 級 免状	5,500 円		2,750 円		
10 級以下 認定状	2,200 円				
桐箱				3,300 円	
小型免状				4,400 円	

※送料／消費税を含む

※再発行料は再発行 1 回目の料金。再発行 2 回目以降の料金は普通免許料と同額

公益財団法人 日本棋院 普及部  
東京都千代田区五番町七番地二